

個人住民税 定額減税補足給付金(調整給付)についてのよくあるご質問

調整給付の制度について

Q1 定額減税補足給付金(調整給付)とはどのような制度ですか。

令和6年分の所得税、令和6年度分の個人住民税所得割が課税される方に、定額減税が実施されます。その際に、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、給付金(調整給付金)を支給するものです。

Q2 調整給付はどのような人が対象ですか。

合計所得金額が1,805万円以下で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る(減税しきれない)方が支給対象者です。ただし、所得税、個人住民税が非課税の方は対象外です。

調整給付金の支給手続きについて

Q3 調整給付金の支給には手続きが必要ですか。

手続きが必要です。支給対象者の意思表示が必要となるため、「支給確認書」の提出をお願いします。

Q4 支給確認書とはどのようなものですか。

支給対象者の方に調整給付金の支給額、計算方法等を確認いただくための書類です。

Q5 支給確認書は、市役所から届きますか。

支給対象者と見込まれる方へ、7月29日(月)に鈴鹿市から支給確認書を送付します。

Q6 支給確認書を別の住所へ送付してもらえますか。

「調整給付金支給確認書送付先変更届」が必要です。送付先変更届は鈴鹿市ウェブサイトから印刷または鈴鹿市役所本館2階「調整給付金」専用窓口を設置してあります。

Q7 支給確認書の提出期限はありますか。

令和6年10月31日(木)まで(消印有効)です。
期限内に支給確認書の提出がない場合は、支給を辞退したとみなされますのでご注意ください。

Q8 支給確認書はどのように提出するのですか。

支給確認書を同封の返信用封筒で返送してください。また、支給確認書に記載のQRコード、URLから申請サイトにアクセスし、電子申請することも可能です(代理確認・受給の場合を除く。)

Q9 支給確認書に口座が記載されていないのですが。

次のいずれかの登録がある支給対象の方のみ、口座が記載されています。
①マイナポータル等で登録された公金受取口座(6月25日時点)
②本人名義で登録されている市税(市・県民税)の振替口座(7月1日時点)
※①②両方の登録がある方は、①公金受取口座が優先されます。

Q10 支給確認書に記載の口座とは別の口座に振込はできますか。

振込できます。支給確認書裏面に振込先口座を記入し、通帳やキャッシュカード等の写しを添付してください。

Q11 支給確認書に記載された令和6年度分住民税所得割額が納税通知書に記載の額と異なります。

支給確認書に記載された令和6年度分住民税所得割額は、定額減税適用前の金額です。納税通知書には定額減税後の所得割額が記載されているため、金額に差がありますが、対象の方は減税済です。

Q12 支給確認書に添付する本人確認書類の写しはどのようなものですか。

マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳 等の書類(有効期限内のものに限ります。)です。
なお、個人番号通知カードは、本人確認書類として使用できませんのでご注意ください。

Q13 支給対象者の成年後見人が手続きする場合に必要な書類はありますか。

次の書類が必要です。
支給対象者の方:本人確認書類、成年後見人の分かる登記事項証明書の写し
成年後見人の方:本人確認書類の写し
※支給確認書裏面の代理人欄も記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

Q14 支給対象者と別住所の親戚が手続きする場合に必要な書類はありますか。

次の書類が必要です。
支給対象者の方:本人確認書類
親戚の方 :本人確認書類、戸籍謄本(支給対象者と親戚の方の関係が分かるもの)
※本籍地が鈴鹿市の方は、戸籍謄本の添付は不要です。
※支給確認書裏面の代理人欄も記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

Q15 支給確認書の提出後に内容の訂正をしたい場合、どのように手続きしたらよいですか。

調整給付金コールセンター(電話番号 0120-22-8863)までお問い合わせください。
支給確認書、必要書類等に不備があると、調整給付金の支給が遅れたり、支給できない場合があります。
提出する前に、内容を十分に確認してください。

Q16 調整給付金の受取りを辞退したいのですが。

支給確認書の表面、下部の『私は給付金を受給しません』にチェックを入れて、支給確認書を提出してください。

調整給付金の金額、対象について

Q17 調整給付金はいくら支給されますか。

支給対象者の方の所得額や定額減税額により異なります。支給確認書に支給額、計算方法が記載されていますので、ご確認ください。

Q18 令和6年5月に支給対象者が亡くなりました。調整給付金はどうなりますか。

調整給付金は、民法の贈与契約(第549条)であり、支給には、支給対象者の意思表示が必要となるため、相続人の方が受け取ることはできません。
ただし、支給確認書を提出(意思表示を行った)後に亡くなった場合は、相続財産として、相続人の方が調整給付金を受け取ることができます。

Q19 令和6年2月に子どもが生まれ、扶養親族が増えます。子どもは調整給付の対象となりますか。

対象となりません。
調整給付金は令和6年度の個人住民税の申告に基づく扶養親族数(令和5年12月31日時点)を元に算定します。そのため、令和6年2月に生まれた子どもは、令和6年度の扶養親族とならないため対象となりません。

Q20 令和6年8月に海外に出国します。調整給付の対象となりますか。

対象となります。
令和6年1月1日時点で国内に住所がある方で、調整給付の支給対象者と見込まれる方へ、鈴鹿市から支給確認書を送付します。

Q21 令和6年の途中で鈴鹿市に転入してきました。鈴鹿市で調整給付の対象となりますか。

対象となりません。
令和6年1月1日に住所のある自治体(個人住民税が課税される自治体)までご確認ください。

Q22 別住所の家族を個人住民税の扶養親族として申告し、定額減税されています。別住所の家族は調整給付の対象となりますか。

ご家族が、令和5年12月31日時点で国内に住所がある場合は、調整給付の対象となります。
なお、ご家族が、令和5年12月31日時点で国内に住所がない場合は、調整給付の対象となりません。

調整給付金の振込について

Q23 支給確認書を提出してから、振込までどのくらい時間がかかりますか。

支給確認書を鈴鹿市で受付後、内容の確認を含め、2週間程度かかります。

Q24 調整給付金の振込通知書は届きますか。

振込通知書は送付していません。通帳を記帳していただく等、ご本人様で確認をお願いします。

Q25 調整給付金はどのような振込名で振込されますか。

「スズカシチョウセイキュウフ」の名称で振込されます。

その他

Q26 受け取った調整給付金は、課税の対象となりますか。

課税の対象となりません。
「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」により、所得税等を課さないこととされています。

Q27 所得税の計算方法、定額減税について教えてほしいのですが。

所得税は国の税金のため、所得税の計算方法、定額減税については、鈴鹿税務署(059-382-0351)へお問い合わせください。